

## モントリオール・プロセスの概要

### 【経緯等】

平成4年（1992年）に開催された地球サミット（国連環境開発会議（UNCED））において採択された「アジェンダ21」の第11章（森林減少対策）では、全ての森林の経営、保全及び持続可能な発展のために、科学的に信頼できる基準とガイドラインを作成することが盛り込まれた。これを受けて、森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための「ものさし」としての「基準・指標」を作成するための取組が国際的に進展した。

「モントリオール・プロセス」は、世界に9つあるこうした国際的な取組の一つで、我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12カ国が参加し、これら12カ国の森林は世界の温・寒帯林の約8割、世界の森林面積の約5割を占めるなど、国際的に最も注目されている基準・指標づくりの取組の一つである。

モントリオール・プロセスでは、平成7年（1995年）に7つの基準と67の指標が作成され、その後、参加各国において指標に沿ってデータの収集作業が進められた。平成15年（2003年）には、各国の国別報告書が作成されるとともに、モントリオール・プロセス全体としての第1回概要レポートが作成され、様々な国際会議等の場で発表が行われた。

平成17年（2005年）には、参加各国でのデータ収集活動の経験等を踏まえて指標の見直し作業が始められ、昨年11月にロシアで開催された第19回総会において、当初の67指標を54の指標に簡素化する改訂とこれに応じたデータ把握のための技術指針が取りまとめられた。また、本年6月に韓国で開催された第20回総会において、第2回概要レポートの最終案の取りまとめや、本年10月にブエノスアイレスで開催される第13回世界林業会議での取組の最終調整等が行われた。

なお、我が国は、平成19年（2007年）1月にモントリオール・プロセスの事務局をカナダから引き継ぎ、参加各国間の連絡調整、総会の開催支援等を行っている。

### 【参加国】

米国、カナダ、ロシア、中国、メキシコ、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、豪州、ニュージーランド、韓国、日本（12カ国）

### 【基準・指標（7基準54指標）】

- 基準1 生物多様性の保全（9指標）  
（生態系タイプ毎の森林面積、森林に分布する自生種の数等）
- 基準2 森林生態系の生産力の維持（5指標）  
（木材生産に利用可能な森林の面積や蓄積、植林面積等）
- 基準3 森林生態系の健全性と活力の維持（2指標）  
（通常の範囲を超えて病虫害・森林火災等の影響を受けた森林の面積等）
- 基準4 土壌及び水資源の保全・維持（5指標）  
（土壌や水資源の保全を目的に指定や管理がなされている森林の面積等）
- 基準5 地球的炭素循環への寄与（3指標）  
（森林生態系の炭素蓄積量、その動態変化等）
- 基準6 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進（20指標）  
（林産物のリサイクルの比率、森林への投資額等）
- 基準7 法的・制度的・経済的な枠組（10指標）  
（法律や政策的な枠組、分野横断的な調整、モニタリングや評価の能力等）